

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第1回武蔵村山市長期総合計画審議会
開 催 日 時	平成21年11月25日（水） 午前9時00分～10時45分
開 催 場 所	武蔵村山市役所 301会議室（市役所3階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：委員（10名） 伊豆元委員・磯野委員・井上委員・内野委員・榎本委員・ 陰山委員・中澤委員・松田委員・諸江委員・山本委員 市長、事務局（4名）、コンサルタント（1名）
議 題	1 委員の委嘱等 （1）委嘱状の交付 （2）市長あいさつ （3）委員及び事務局の自己紹介 2 第1回武蔵村山市長期総合計画審議会 （1）会長及び副会長の互選について （2）長期総合計画に関する諮問について （3）報告 ア 武蔵村山市長期総合計画審議会条例について イ 第4次長期総合計画の策定について （4）議題 ア 会議の取扱いについて イ 第4次長期総合計画の策定スケジュールについて ウ 人口フレームについて （5）その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	会長及び副会長の互選について ・会長を磯野委員、副会長を諸江委員とする。 会議の取扱いについて ・公開とする。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	1 委員の委嘱等 （1）委嘱状の交付 （2）市長あいさつ （3）委員及び事務局の自己紹介 2 第1回武蔵村山市長期総合計画審議会 （1）会長及び副会長の互選について （事務局）長期総合計画審議会条例第4条に基づき、委員の互選により会長、副会長をお願いしたい。 （委 員）事務局から腹案があれば…。 （事務局）会長を磯野委員、副会長を諸江委員をお願いしたいと考えている。 （委 員）異議なし。 （2）長期総合計画に関する諮問について * 市長より会長へ諮問書を交付。

(3) 報告

【ア 武蔵村山市長期総合計画審議会条例について】

【イ 第4次長期総合計画の策定について】

(事務局) 資料1「武蔵村山市長期総合計画審議会条例」、資料2「第4次長期総合計画の策定について」の説明。

(会長) 市民懇談会の提言はどのように生かされるのか。

(事務局) 提言に基づき、策定委員会や部会で参考に検討し、何回かに分けて本審議会にたたき台として資料提供を行い、それに基づき議論いただきたい。

(会長) その際、庁内で検討した結果だけではなく、市民懇談会からどのような意見が出されていたかをあわせて提示してほしい。

(会長) 審議会の答申後、どのような流れになるのか。様々な会議が輻輳すると、それぞれの役割分担が不明瞭になるため、整理しておきたい。

(事務局) 審議会から中間答申を受け、市案を作成してパブリックコメントにかけ、市民に意見を求める。その結果と市の対応案を審議会に戻し、最終答申に向け議論いただくことになる。

(委員) 資料2のP.4で庁内組織からの資料・情報提供として、審議会への矢印も必要。例えば、第3次長期総合計画についても資料提供してほしい。

(会長) あわせて、同計画の評価についても資料提供いただきたい。

(4) 議題

【ア 会議の取扱いについて】

(会長) 会議の公開・非公開について、審議過程も市民に傍聴いただきたいということから、是非、公開にしたいと思うがどうか。

(委員) 異議なし

【イ 第4次長期総合計画の策定スケジュールについて】

(事務局) 資料4「第4次長期総合計画の策定スケジュール」の説明。

【ウ 人口フレームについて】

(事務局) 資料5「人口フレームについて」の説明。

(会長) 現在、年齢3区分別人口が出されているが、もう少し細かい年齢別人口のデータがあると良い。教育や福祉を考える際の参考となる。

(委員) 人口は住宅政策や都市開発との相関が大きい。市内を歩いてみると、マンションの建設があちこちで見られる。また今後は、モノレールの整備いかんによって大きく異なるのでは？

(事務局) 今のところ大規模な面的開発の具体計画はない。個別のマンション建設については、本推計でも社会増として見込まれているという考え方である。今後、村山団地の動向やモノレールの延伸が見えてくれば、人口にも影響が出るものと考えられる。

(会長) 今の状況ではおおむね、このフレームで問題はないか。今後、何らかの要因による変化が想定される時は見直しを行うということになるのでは。

< * 会長、所用により退席。進行は副会長に引き継ぐ。 >

(委員) 地域ごとの年齢別人口も参考になるのではないか。

(事務局) 予測値として、地域別データを示すのは難しいが、直近の実データであればお示しできる。

